

2021 年度

保育園のしおり

(重要事項説明書・運営規程)



社会福祉法人尚徳福社会

仲町保育園

〒164-0011 中野区中央 3-41-12

TEL 03-5340-7921

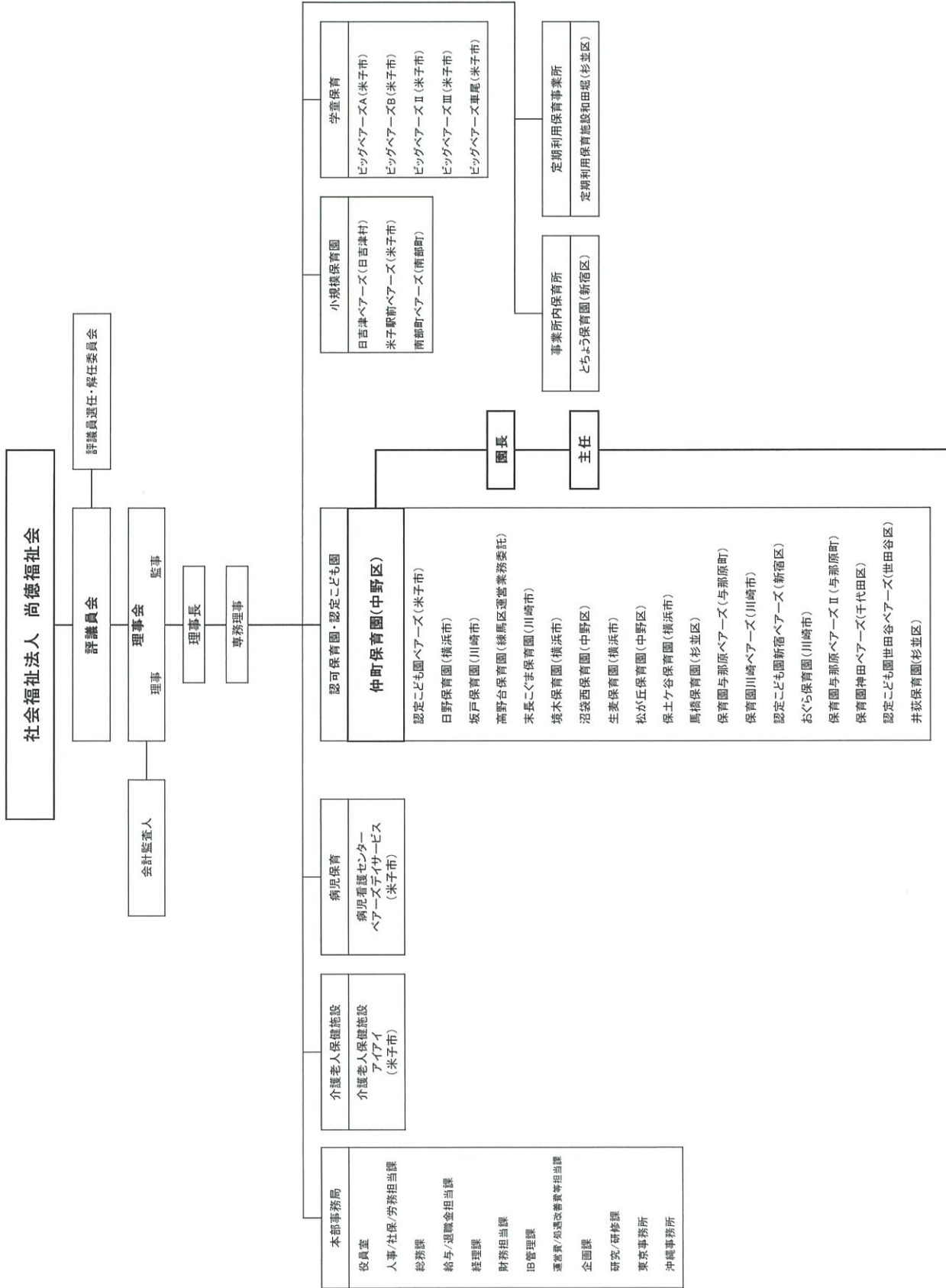
FAX 03-5340-7922

メールアドレス nakachou@shoutoku-f.com

*** 目 次 ***

重要事項説明書	頁
1. 事業者の運営主体	1
2. 施設の概要	・
3. 施設・設備の概要	1～2
4. 利用の開始、終了に関する事項及び 利用にあたっての留意事項	3
5. 施設の目的、運営方針	3
6. 職員体制	4
7. 保育・教育を提供する日・時間	・
8. 利用料金	5
9. 支払方法	・
10. 提供する保育・教育の内容	6～7
11. 保護者に用意していただくもの	8～10
12. 給食等について	10
13. 登園・降園について	11
14. 保育園と保護者との連携について	・
15. 健康診断、健康管理について	12～13
16. 感染症対策について	13
17. 障害児保育について	14
18. 医療的ケアが必要な児童の保育について	・
19. 虐待の防止	・
20. 嘱託医	・
21. 嘱託歯科医	・
22. 地域防災拠点、広域避難場所	15
23. 緊急時における対応	・
24. 非常災害時の対策	・
25. 賠償責任保険の加入状況	16
26. 業務の質の評価について	・
27. 苦情相談窓口	17
28. 連携施設	・
29. 地域の育児支援について	・
30. 個人情報保護に関して	・
登園届・登園許可証（コピーしてご利用ください。）	19・20
運営規程	21～

尚徳福祉会組織図



いちご(0歳児)	もも(1歳児)	さくらんぼ(2歳児)	たんぽぽ(3歳児)	ちゅうりっぷ(4歳児)	ひまわり(5歳児)	給食室
保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	調理員

2021年度 仲町保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原1889番地6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

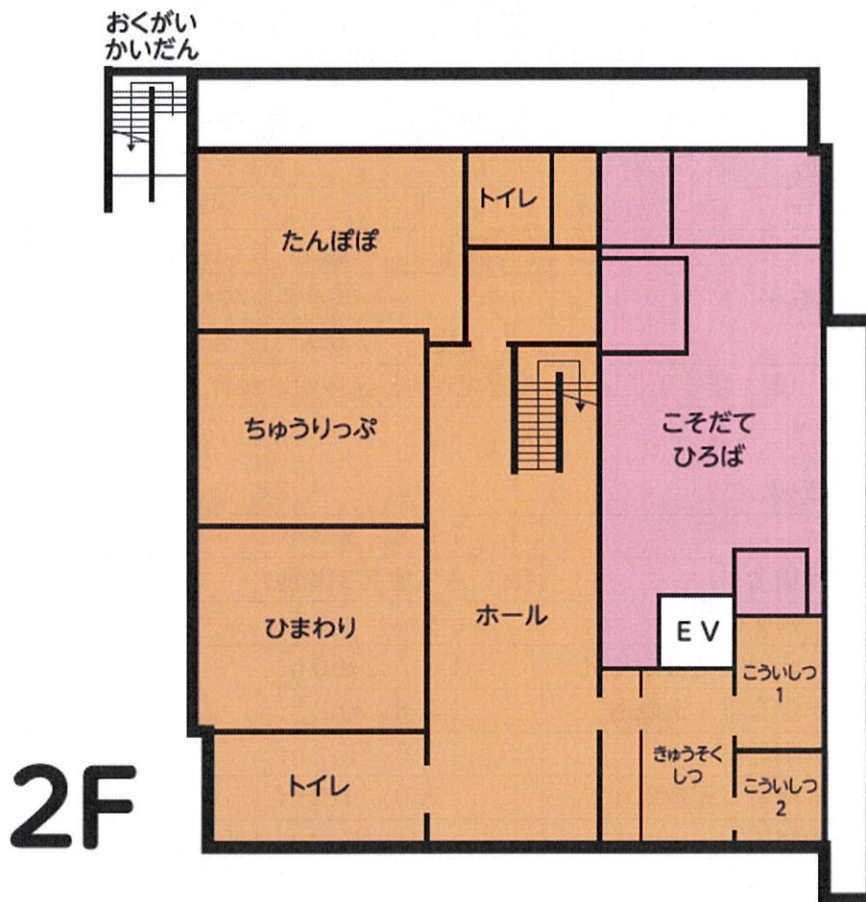
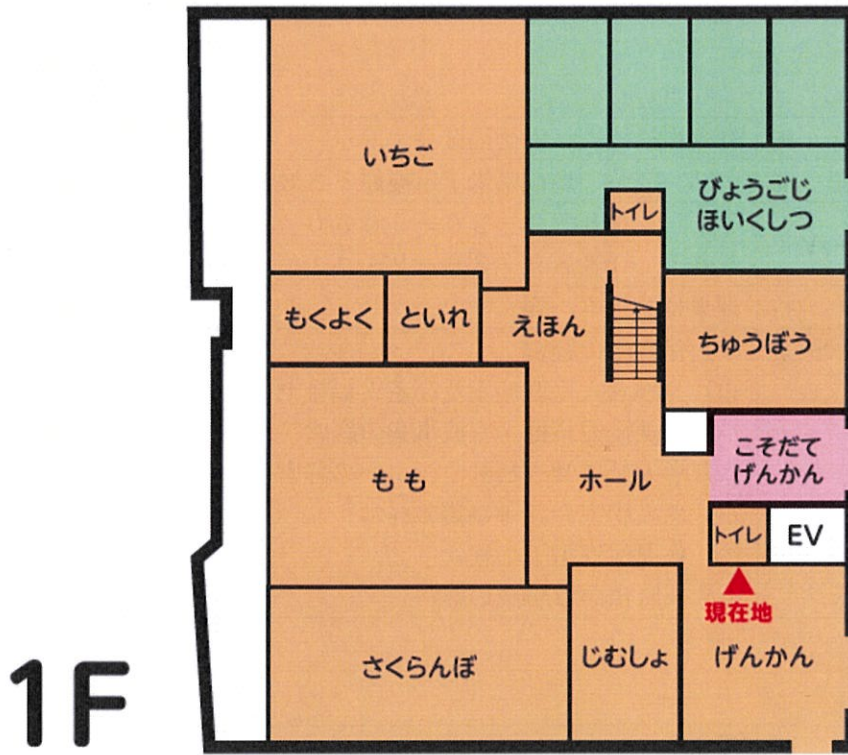
2 施設の概要

種別	保育所					
名称	社会福祉法人 尚徳福祉会 仲町保育園					
所在地	〒164-0011 東京都中野区中央3-41-12					
電話番号・FAX	TEL 03-5340-7921 FAX 03-5340-7922					
施設長氏名	鈴木 あゆみ					
開設年月日	令和3年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	いちご	もも	さくらんぼ	たんぼぼ	ちゅうりっぷ	ひまわり
	12人	15人	16人	22人	22人	22人
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、産休明け保育					

3 主な施設・設備の概要

敷地面積	1,108.83㎡	
園舎	構造	RC造 地上2階建
	延床面積	999.13㎡
施設設備の面積	乳児室・ほふく室	115.80㎡
	保育室・遊戯室	168.04㎡
	調理室	36.52㎡
	便所（児童用）	80.10㎡
	医務室	1.53㎡（事務室内）
	その他	385.94㎡
屋外遊技場（園庭）	282.50㎡	

園舎平面図



4 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- ・当園は、区市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。
- ・当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認します。
- ・当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

5 施設の目的、運営方針

< 目的 >

- ・保育の必要な乳児、および幼児を保育することを目的とした児童福祉施設で、児童福祉法に基づき運営しています。保育園では、中野区子ども子育て支援事業計画、中野区教育ビジョンを踏まえ、就学前教育・保育を行っています。

< 保育理念 >

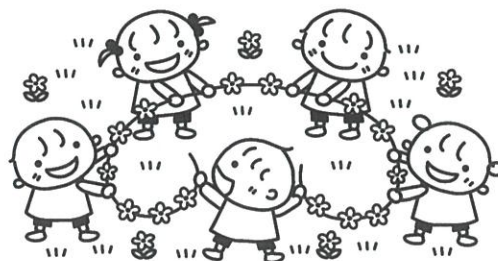
- ・ご家庭と連携して【安心して子育てできる保育園】を基本理念としています。
- ・児童福祉法の精神【子どもの最善の利益】【子どもの福祉の増進】と【保育所保育指針】の内容に沿って保育を進めていきます。

< 保育目標 >

- 一人一人の子どもを大切にし、集団生活を通して
○丈夫な身体 ○豊かな心 を育てる

< 園目標 >

- ◎いきいきと遊べる子ども
- ・好奇心旺盛に関わり、考え、自由に表現する子ども
- ・人と一緒にいることを心地よく感じられる子ども
- ・よく食べ、よく眠り、身体を動かして遊ぶ子ども



< 保育方針 >

- ・安全で豊かな環境の中で子どもの心に寄り添いながら情緒の安定を図り、一人ひとりの個性を伸ばしていきます。
- ・乳幼児期におけるそれぞれの発達段階に応じた生活や遊びを体験させ、意欲的に遊べる子どもに育てていきます。
- ・異年齢児との交流の機会を持ち、思いやり・いたわりの心を育てていきます。
- ・保護者とともに、安心して預けられる保育園づくりをしていきます。

6 職員体制

施設長（園長）	1人	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を行います。
主任	1人	園長を補佐するとともに、保育計画の立案や育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括します。
保育士	14人以上	保育計画及び保育課程を立案し、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
看護師	1人	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行います。
栄養士	1人	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行います。
調理員（栄養士除く）	2人以上	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
事務員	1人	園の事務及び雑務を行います。
嘱託医	1人（非常勤）	子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行います。
嘱託歯科医	1人（非常勤）	子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行います。

7 保育・教育を提供する日・時間

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝・休日、12月29日～1月3日

※ 警戒宣言発令時や自然災害時等、伝染病発生時などにより開園できない場合があります。

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時15分から午後8時15分まで
土曜日	午前7時15分から午後8時15分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時15分から午後6時15分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時15分から午後6時15分まで
延長保育時間	夕：午後6時16分から午後8時15分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時15分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後8時15分まで

8 利用料金

○保育利用料（区の徴収）

- ・中野区が規定で定める金額を中野区にお支払いいただきます。給食の費用相当分も含まれます。月額のため、毎月1日現在に在籍している方が対象となり、1か月単位でのお支払いとなります。月の途中で退園された場合や通園日数に関係なく（1日も通園しない場合も含む）、その月分の保育料がかかります。

○自主事業利用料（園での徴収）

- ・スナップ写真 1枚 30円
- ・DVD 1枚 400円
- ・延長保育利用料

延長保育時間		2時間（18時16分～20時15分まで）
月額利用料金 （登録利用）	1時間分	3,000円
	2時間分	6,000円
日額利用料金 （日々利用）	1時間分	500円
	2時間分	1,300円
登録1時間+2時間目 日々利用の場合の料金		800円
遅刻の場合の料金の徴収	18時16分を超えた場合	補食の喫食にかかわらず 500円
	19時16分を超えた場合	夕食の喫食にかかわらず 800円
補食・夕食代金		延長保育料に含む

9 支払方法

口座振替払

2ヶ月分月末締め、翌々月口座振替




現金払等の支払方法

支払期日 翌月の10日

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

年齢 時間	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:15	・ 順次登園 健康観察	・ 順次登園 健康観察	・ 順次登園 健康観察
8:30	・ あそび ・ 完了食、乳児食はおやつ	・ あそび ・ おやつ	・ あそび ・ おやつ
10:00	・ あそび ・ 授乳、離乳食 (一人一人に合わせて) ・ 乳児食	・ あそび 	・ あそび
11:00	・ 睡眠 	・ 昼食	
12:00			・ 昼食
13:00	・ 目覚め	・ 午睡および休憩	・ 午睡および休憩
14:00	・ 離乳食 (初期食～完了食)		
15:00	・ あそび	・ 目覚め	・ 目覚め
16:00		・ おやつ	・ おやつ
		・ あそび	・ あそび
17:00	・ 順次降園	・ 順次降園	・ 順次降園
18:16	・ (延長保育) 補食または夕食	・ (延長保育) 補食または夕食	・ (延長保育) 補食または夕食
20:15			

※ 以上は一日の保育の流れですが、年齢別による年間計画を基に、月案、週案を立てての保育を行います。

※ 上記は目安です。子どもたち一人一人のリズムに合わせて快適に一日を過ごします。



<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な環境の中で、一人一人の子どもの生活リズムや生理的欲求、甘えなどの依存欲求を満たしながら情緒の安定を図り、保育者との信頼関係を築く。 ●子どもの感情や喃語に応えたり語りかけたりすることで発語の意欲を育む。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●安心できる保育者との関係の中で、一人一人の要求を満たし、心身ともに健康に過ごす。 ●食事、排泄、着脱などを通して、簡単な身の回りのことを自分でやろうとする。 ●探索活動を十分に経験する中で、周囲に興味、関心を持ち、体を動かして遊ぶことを楽しむ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者との触れ合いを感じ、安心して自分の欲求や思いを表現する。 ●いろいろな経験を通して言葉が豊かになり、自分の思いや気持ちを表し、言葉のやり取りを楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な生活習慣を身に着け、園生活を健康的にいきいきと過ごす。 ●保育者や友達に自分の思いを伝える喜びを知る。 ●意欲的に活動に取り組み、やり遂げた達成感を味わう。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●園生活に慣れ、喜んでいろいろな活動に取り組み、日常生活に必要な習慣や態度を身につける。 ●いろいろな遊びに興味を持ち、保育者や友達のと関わりを広げる。 ●身近な社会や自然の事象に興味関心を持ち、発見を楽しんだり考えたりして生活に取り入れる。 ●いろいろな経験をとって生活に必要な言葉を身につける。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ●健康な生活リズムを身につけ、友達と体を十分に動かし、心地よさや楽しさを味わい進んで運動する。 ●園生活を楽しみ、意欲的に遊びや生活に取り組むとともに、主体的に行動して充実感を味わう。 ●友達との関わりを通して社会生活における必要な態度を身に着けみんなで役割を分担したりしながら（協同性）、目的を成し遂げる喜びを味わう。 ●さまざまな体験を通して、豊かな感性を育み、表現することの楽しさを味わう。
そ の 他 (年間行事)	<p>顔合わせ会、こどもの日の集い、遠足（幼児）、夏まつり、七夕の会、水遊び、運動会作品展、お楽しみ会、新年子ども会、節分会、ひなまつり会、就学祝い会、大きくなった会 保護者会、保育参観・参加</p>



11 保護者に用意していただくもの

(1) 毎日持参いただくもの

【 0歳児クラス いちごぐみ 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数		
	汚れた衣類を入れる袋	1	ビニール袋でも可	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	通園かばんと共用で構いません	
	バスタオル	1	昼寝で使用します	
	シーツ	1	洗濯をお願いします	
	外遊び用上着 (冬季)	1	フードのないもの	
園が 用意します	エプロン			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具一式			
もの 入れておく	上下衣服・肌着	3～5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数		

【 1歳児クラス ももぐみ 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数		
	汚れた衣類を入れる袋	1	ビニール袋でも可	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	通園かばんと共用で構いません	
	バスタオル	1	昼寝で使用します	
	シーツ	1	洗濯をお願いします	
	外遊び用上着 (冬季)	1	フードのないもの	
園が 用意します	エプロン			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具一式			
もの 入れておく	上下衣服・肌着	3～5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数		

【 2歳児クラス さくらんぼぐみ 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数		
	汚れた衣類を入れる袋	1	ビニール袋でも可	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	通園かばんと共用で構いません	
	バスタオル	1	昼寝で使用します	
	シーツ	1	洗濯をお願いします	
	外遊び用上着（冬季）	1	フードのないもの	
園が 用意します	エプロン			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具一式			
引き出しに 入れておく もの	上下衣服・肌着	3～5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数		

【 幼児クラス 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数	必要なお子様はご用意ください	
	汚れた衣類を入れる袋	1	ビニール袋でも可	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	通園かばんと共用で構いません	
	バスタオル	1	昼寝で使用します	
	シーツ	1	洗濯をお願いします	
	外遊び用上着（冬季）	1	フードのないもの	
園が 用意します	おしりふき			
	帽子			
	寝具一式			
引き出しに 入れておく もの	上下衣服・肌着	3～5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数	必要なお子様はご用意ください	

※ 全ての持ち物に必ず名前を書いてください。

※ 保育園では、数枚の衣類を用意しています。衣類が不足した時はお貸ししますので、洗濯してお返し下さい。尚、パンツは、新品のパンツを差し上げますので、同じサイズの新品をご返却ください。

(2) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。

(3) 入園時に必要な書類など

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の連絡先を確認するもの
- ・児童の健康や体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録や、アレルギー等)
- ・児童の嗜好や生活習慣を知るもの

12 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1400kcal) 40%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・献立の提供：保護者の方へは前月の末までに翌月の献立をお配りいたします。
- ・集団給食施設届を中野保健所に届け出済です。

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、仲町保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
使用する食材の中でアレルギー等、食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。
医師の指示のもと、除去するなどの対応をとります。



13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

登園、降園共通の事も含みます。

- ・登園が遅くなる時やお休みされる時は、9時15分までに連絡をお願いします。
- ・登園、降園の際は、保育士にお声掛けください。
- ・自転車を利用する方は、近隣の方の通行の邪魔にならないよう保育園の指定の場所に停めてください。
- ・自転車にお子様を乗せたままその場を離れますと大変危険ですので、ご一緒に行動していただきますようお願いいたします。
- ・安全管理のため、門には電子錠が設置されています。番号は入園の際にお知らせします。操作方法は別途お知らせします。
- ・故障の原因となりますので、門の電子錠をお子様に触らせないようにお願いします。
- ・番号がわからない方はインターホンを押してお知らせください。
- ・お車での登降園は原則禁止とさせていただきます。
- ・近隣の方のご迷惑となりますので、園舎外での私語、立ち話をご遠慮ください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・降園予定時間に遅れる場合はご連絡ください。
- ・職員からお子様の引き渡しを受けられましたら、お子様から目を離さないようお願いいたします。
- ・いつもと違う方がお迎えに来られる時は事前に連絡をしてください。連絡がない場合は、お子様をお渡しできない事があります。
- ・お迎えの際には、タイムカードで必ず打刻をお願いします。
- ・門を出るときは大人が先に出て安全を確認してください。
- ・近隣の方のご迷惑となりますので、園舎外での私語、立ち話をご遠慮ください。

14 保育園と保護者との連携について

保育園は保護者とともに子どもを育てる営みです。当園は子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳・・・保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用いたします。
- ・園だより・・・毎月1回、月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。
- ・給食だより・・・毎月1回、子どもたちの食の営みを豊かにする情報をお伝えいたします。
- ・ほけんだより・・・毎月1回、子どもたちの健康に関する情報をお伝えします。
- ・クラスだより・・・その時々クラスの子どもたちの様子をお知らせいたします。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(1958(昭和33)年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・園児健康診断 0歳児 毎月2回、嘱託医が健診をします。
1歳児以上 年3回、嘱託医が健診をします。
 - ・歯科健診 全園児 2回、嘱託医が健診をします。
 - ・身体計測 毎月、身長、体重の測定を行います。
- ※ 上記の各結果は健康カードに記載し、お知らせいたします。



(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・0歳児は保育園で毎朝保護者の方に検温していただきます。
 - ・発熱時の対応
基本的には37.6℃を目安に保護者の方へ連絡をします。
体温38.0℃以上の場合は、お迎えをお願いしています。
状態を判断し早めに連絡をする場合もあります。熱が高くなくても、ぐったりしている、元気がないなどいつもと違う場合に連絡をする事もあります。
- ※熱性けいれんを起こしたことがあるお子さんへの対応
1回でも熱性けいれんを起こしたことがあるお子さんに関しましては、37.5℃でご連絡をします。
また、登園時に保護者の方に検温していただきます。
- ・感染症の対応
出席停止の感染症後の登園には、医師の意見書、保護者が記入する登園届の提出が必要です。
 - ・下痢、嘔吐時の対応
下痢や嘔吐の回数だけでなく、顔色、元気がないなど様子を見て、連絡をします。
 - ・園での与薬
基本的には、お預かりしていません。
風邪などの急性疾患の病気については、各ご家庭で保護者の方が、責任を持って飲ませて下さい。ただし、経皮吸収型・気管支拡張剤(ホクナリンテープ記名入り)の使用は24時間薬効があるため、そのまま登園をしていただいても構いませんが、使用している時は必ず連絡帳にご記入下さい。
慢性疾患については、園児が薬を服用することで通常の生活を過ごすことが出来る場合には医師の指示に従い投与することもあります。



※ SIDS予防のために

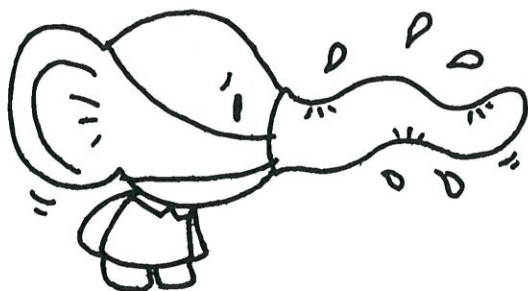
午睡(睡眠)時、保育士が常に様子を見ています。入眠中は体の向き、呼吸の様子、鼻水、鼻づまり等の観察を行い、5~15分おきに記録しています。(満2歳まで)

※ 感染症について

感染症に罹った時は、集団の健康を守るために保育園はお休みしていただく事になります。

その際、病気が回復して再登園する時には、医師の意見書又は登園届の提出が必要となります。

※ 19・20ページにコピー用、意見書・登園届があります。HPからもダウンロードできます。



医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたくふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	----	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	----	医師により感染の恐れが無いと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	----	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	----	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	----	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、「—」としている。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

園での予防対策

- ・手洗いはペーパータオルを使用し、雑菌予防をしています。
- ・発生した場合の連絡（園だより、健康だより等）などで保護者にお知らせいたします。



17 障害児保育について

・中野区療養センターゆめなりあ、中部すこやか福祉センターと連携し、療育の視点からの助言、確認支援を受けながら、適切に行います。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

・園では医療行為は行えませんが、お子さんの主治医からの「生活管理指導表」により、運動強度およびその他注意することを明確にして保育にあたります。

19 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

20 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	田沼内科・小児科医院
医院長名	田沼 美昭
所在地	中野区本町6-23-3
電話番号	03-3380-2622

21 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	中野歯科医院
医院長名	恒川 千鶴子
所在地	中野区中央2-49-13
電話番号	03-3363-0382



22 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	中部すこやか福祉センター、桃花小学校
広域避難場所	中野区役所周辺（四季の森公園）

(1) 大規模地震発生の注意情報及び、警戒宣言が発令された場合

- ① 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまでは、保育園は「休園」になります。
- ② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

(2) 保育時間中に大きな地震が発生した場合

- ① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している地域防災拠点、広域避難場所に移動することがあります。この場合は保育園に掲示します。

(3) 避難訓練について

予測なしで発生する地震や火災、その他の事故災害から子どもたちを守るため、月1回避難訓練を実施しています。

- ① 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- ② 子どもたちの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月、地震や火災などを想定した避難訓練を行います。

23 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、囑託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	中野警察署	03-5925-0110
消防署	中野消防署	03-3366-0119



24 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	鈴木 あゆみ
消防計画届出年月日	中野消防署 令和3年3月中に提出予定
避難訓練	避難訓練 月1回 【内容】火災、地震
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 避難袋など

25 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 独立行政法人日本スポーツ振興センター(学校安全会) ② ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)
-------	---

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター(災害共済給付)

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用が5,000円以上もの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 【通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円】	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円【通学(園)中の場合1,500万円】	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円【通学(園)中の場合1,500万円】
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円【通学(園)中の場合も同額】

② ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円(保険期間中)
	対物	施設	1事故	1000万円
		生産物	1事故	1000万円(保険期間中)
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円限度
	管理財物補償		1事故	100万円
人格権侵害補償		1名・50万円	1事故・1000万円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害			230万円
	入院	1日あたり		3,000円
	通院	1日あたり		2,000円
	0-157等 補償			有り

26 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき全員で話し合い、自己評価を実施 実施回数：年に1回 公表方法：園のホームページに記載
外部評価	実施方法：東京都福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：3年に1回 公表方法：東京都ホームページに掲載

27 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付責任者	氏 名 加藤 絵美 電話番号 03-5340-7921	
相談・苦情解決責任者	氏 名 鈴木 あゆみ 電話番号 03-5340-7921	
第三者委員	決まり次第お伝えします。	電話番号
		役職・肩書等
	決まり次第お伝えします。	電話番号
		役職・肩書等

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

28 連携施設

連携施設の種類の種類	療育センター
名称	ゆめなりあ
所在地	中野区弥生町5-5-2
連携協力の概要	保育園への療育的な視点での助言、確認。

29 地域の育児支援について

- 子育て相談（月曜日～金曜日の午前9時～午後4時）※電話予約
- 体験保育・・・親子で保育園に来て、保育園の子どもたちや保育者と一緒に遊びます。
※電話予約
- 行事へのお誘い・・・七夕の会・運動会・冬のお楽しみ会など ※電話予約

30 個人情報保護に関してのお知らせとお願い

個人情報保護法により、個人の情報が不用意にご本人の確認を得ることなく洩れることのないよう法律で規制されています。

保育園でも保護者の方からお子さんをはじめ、ご家族についての個人情報をお聞きしています。入園前の面接の際から入園後も多くの書類に記入して頂いておりますが、保育園でお聞きした個人の情報については、保育園以外で使用することはありません。また、保存期限を過ぎた書類については、廃棄処分をしています。

(1) お聞きする個人情報

- ① 児童票に記入する事項・・・名前・生年月日・住所・電話番号・家庭の状況その他
 - ② お子さんの健康に関すること・・・既往歴・母子手帳に記載されていること・アレルギーの有無など
 - ③ 緊急連絡簿に記載されていること・・・保護者・ご家族の連絡先など
- ★ 上記は保護者の方に直接書類を記入していただきます（表紙のコピーをお渡しして園で書き写すこともあります）
 - ★ お子さんについて保護者の方と連絡のため、また、お子さんの成長発達について共通理解をするためにお聞きするもので、他の目的はありません。
 - ★ これらの書類の保管は、鍵のかかるところに適正にしています。勝手な持ち出しも禁止しています。



意見書（医師記入）

保育園長 殿

児童氏名 _____

【病名】 該当疾患に をお願いします。

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

_____年 月 日

ゴム印可

医療機関名

医 師 名

登園届（保護者記入）

_____ 保育園長 殿

_____ 児童氏名 _____

【病名】 該当疾患に をお願いします。

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	带状疱疹しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

【医療機関名】 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

印またはサイン

保護者名 _____

仲町保育園運営規程

(施設の目的)

第1条

- ・社会福祉法人尚徳福祉会が設置する仲町保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- ・当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- ・保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- ・当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条

- ・当園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 社会福祉法人尚徳福祉会 仲町保育園
 - (2) 所在地 中野区中央3-4-1-12

(提供する保育・教育の内容)

第4条

- ・当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（2018年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

・当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、中野区の配置基準以上で、かつ東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「都設備基準条例規則」という。）の職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長） 1人（常勤専従 1人）

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人（常勤専従 1人）

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 14人以上（常勤専従13人以上、非常勤 1人以上）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 看護師 1人（常勤専従 1人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(5) 栄養士 1人（常勤専従 1人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 調理員 2人以上（常勤専従 1人以上、非常勤 1人以上）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 事務員 1人（常勤専従 1人）

事務は、当園の事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条

・当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（1948（昭和23）年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条

・当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時15分から午後6時15分までとする。

土 午前7時15分から午後6時15分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (11時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間 (11時間) から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間 (8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間 (8時間) 以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間 (8時間) の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時15分から午後8時15分までとする。

土 午前7時15分から午後8時15分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条

- ・支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する区市町村長が定める利用料を、その居住する区市町村へ支払うものとする。
- ・第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条

・利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	12人	15人	16人	22人	22人	22人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 10 条

- ・当園は、区市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。
- ・当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。
- ・当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条

- ・当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- ・保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ・利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 12 条

- ・当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条

- ・当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- ・同条第 1 項第 2 号における虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他利用子どもの心身に有害な影響を与える行為をいう。
- ・当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 14 条

- ・当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- ・苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- ・苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第 15 条

- ・当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- ・事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- ・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、仲町保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- ・当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- ・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、区にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第16条

- ・当園では、子どもに対して、都設備基準条例規則に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（1958（昭和33）年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- ・当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第17条

- ・当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- ・当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第18条

- ・当園は、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。
- ・保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。
- ・社会福祉法第78条に規定する外部による評価については、東京都福祉サービスの第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第19条

- ・当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。
- ・地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- ・連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- ・職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第20条

・当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存
- (6) 保育所児童保育要録
当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
写真代（希望者へ）	日常の子どもの姿を撮影した写真販売を行い、実費で御負担いただくもの	1枚 30円
DVD費代（希望者へ）	保育園での様子を撮影したDVD販売を行い実費で御負担いただくもの	1枚 400円

2 延長保育に係る利用者負担

月額利用 料金 （登録利用）	1時間分	3,000円
	2時間分	6,000円
日額利用 料金 （日々利用）	1時間分	500円
	2時間分	1,300円
登録1時間 + 2時間目 日々利用の場合の料金		800円
遅刻の場合の料金の徴収	18時16分を超えた場合	補食の喫食にかかわらず 500円
	19時16分を超えた場合	夕食の喫食にかかわらず 800円
補食・夕食代金		延長保育料に含む